

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 人権施策推進課
委託業務番号	令和4年度 長人推第15号
委託業務名称	長浜市女性活躍推進事業委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	<p>(1) 男女共同参画及び女性活躍推進のための啓発 (2) 男女共同参画及び女性活躍推進のための調査研究 (3) 長浜女性会議の企画 (4) 長浜ジョブカフェ事業の企画、運営、開催 (5) 関係機関・団体相互の連絡調整 (6) その他、推進協議会の目的達成に必要な事項</p>
履 行 期 間	令和4年4月19日から令和5年3月31日
契 約 年 月 日	令和4年4月19日
契 約 額 (税 込)	2,000,000円
契 約 の 相 手 方	<p>[所在地 又は 住所] 長浜市八幡東町632番地 [商 号 又は 名 称] 長浜市パートナーシップ推進協議会</p>
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>当該事業は、市民に対する啓発をはじめ、支援事業、キャリアアップ・フォローアップ、リーダー養成、人材発掘など多岐にわたり、これらを総合的に推進するため、長浜市の男女共同参画及びあらゆる場面での女性の活躍を総合的に推進し、全ての人の基本的人権が尊重され、お互いを認め合い、すべての人がいきいきと輝くまち『長浜』の実現を目的とする「長浜市パートナーシップ推進協議会」に業務を委託する。ほかの団体・事業所ではきめ細かな対応が見込めず、競争入札に適さないため。</p>
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印）</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額）が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>